

南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務仕様書

1 件 名 南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務（その2）

2 履行期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

3 業務の内容

木津川市立南加茂台小学校区の旧当尾小学校区から通学する児童輸送に係るバスの運行管理業務を委託するものである。

(1) 委託の基本方針

- ①受注者は、児童の登下校における運行業務を安全かつ確実に行うこと。
- ②受注者は、道路交通法及び関係法規・規定を遵守し、運行にかかる発注者の方針に沿って、その業務を忠実にを行うこと。
- ③受注者は、車両（マイクロバス）を安全かつ適正に運行及び管理するため、「南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務委託条件」（別紙1）に掲げる事項をすべて満たすこと。また、契約後速やかに、木津川市が指定する条件を満たしていることが確認できる公的証明書等の書類を提出すること。（「南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務に係る提出書類一覧」（別紙2）参照）

(2) 運行日

運行日は、原則として土曜・日曜、祝日及び学校休業日を除き、南加茂台小学校の計画により運行する。

(3) 運行経路及び運行予定等

○登校

西小→東小→岩船寺→勝風口→ 辻 →下手口→南加茂台小学校
7:43 7:48 7:52 8:02 8:04 8:05 8:15

※片道概算距離 合計 9.4km

○下校2便日（通常 月・火・木・金曜日）

南加茂台小学校→下手口→辻→勝風口→岩船寺→東小→西小
15:10 発

南加茂台小学校→下手口→辻→勝風口→岩船寺→東小→西小
16:10 発

○下校1便日（通常 水曜日）

南加茂台小学校→下手口→辻→勝風口→岩船寺→東小→西小
14:50 発

○特別校時下校時1便日（各日の時間は、南加茂台小学校に確認）

○特別校時下校時2便日（各日の時間は、南加茂台小学校に確認）

○土曜活用時下校時1便日（時間は、南加茂台小学校に確認）

注：登校時、予め定めた場所で児童を乗車させる。

下校時、予め定めた場所で児童を降車させる。

気象警報等により運行に変更が生じる場合があるので、学校と密に連絡をとること。

(4) 送迎車両

発注者所有のマイクロバス（29人乗り）（以下「送迎バス」という。）とする。（日野 リエッセ 平成28年式）

4 車両運行計画と受注者の責務

- ① 受注者は、毎月の車両運行計画（前月20日頃までに南加茂台小学校から通知）に基づき、運転手及び車両の配置計画を作成し、車両運行に支障がないようにする。
- ② 受注者は、児童が学校到着時、運転者に運行実績表の確認を学校担当者から受けさせることとする。
- ③ 受注者は、業務を円滑に遂行するために、業務現場における運行等受注責任者（以下「責任者」という。）を配置し、学校側の管理者や担当員と送迎車両の円滑な運行のために随時協議を行う。
- ④ 受注者の運転者は、運行中は、常に学校又は教育委員会と連絡を取れる体制にあることとする。

5 運行経費

車両運行委託料は、1日当たりの時間及び距離により算定する。

①時間

4時間未満の運行は、4時間55分未満とする。

8時間未満の運行は、8時間55分未満とする。

8時間を超える運行は、8時間55分～9時間55分未満とする。

②距離

車庫から南加茂台小学校までの往復と南加茂台小学校から当尾地区（9.4km）（日により往復）の距離を合算し算定する。

③その他

登校運行終了後は下校運行まで待機し、待機時間も運行時間に含めるものとする。なお、待機場所については、別途協議するものとする。

運行指示後未運行に終わった場合、車庫から出庫していない場合は無料、出庫した場合は有料とし、上記時間及び距離を適用する。

月々の運行委託料は、運行便数による1日当たりの単価で実運行日数により計算し、翌月10日までに運行実績表とともに教育委員会に請求を行うものとする。

6 運行管理に関すること

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

送迎バスに故障等の緊急事態が発生した場合は、代替バスで対応すること。

7 整備管理に関すること

車両は、道路運送車両法等法令に基づき、常に適正に整備すること。
送迎バスの車検等整備点検・修繕については、受注者で対応すること。
ただし車検等整備点検・修繕等に係る経費については、本市負担とする。

8 運転業務に関すること

乗務員は、発注者所有の車両を運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

乗務員は、送迎バスについて、始業点検、終業点検及び清掃等を行い、常に適正な管理に努めなければならない。

車両管理駐車場から運行出発地点まで片道1時間以内で到着できること。

9 受注者の要件

道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

10 緊急時の対応

自然災害等の緊急時には学校と協議の上対応を決めること。

南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務委託条件

条 件	内 容
運転者資格について	大型2種免許取得者で、過去3年間道路交通法上違反のない者であること
	上記運転者を2人以上確保していること
運行管理について	道路運送法上必要な運行管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること
	対面点呼を実施していること
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること
車両整備について	道路運送法上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること
社員教育管理について	運転技能向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること
	指導員による現地巡回指導を実施していること
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること
事故対応について	事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず)
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること
資格について	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること
実績について	過去5年間のうち、バス運行業務委託実績があること(1契約の委託期間が半年以上の実績)

南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務に係る提出書類一覧

項 目	条 件	理 由	添付書類
運転者資格	大型 2 種免許取得者で、過去 3 年間道路交通法上違反のない者	旅客運送は安全第一であり、良質な運転者を選任する必要がある	公的証明書等書類添付(運転免許証及び運転記録証明書の写し)
	上記運転者を 2 人以上確保していること	予備人員を勘案すると、当該運行には、2 人は必要	
資格	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていることによる信頼性を重視し、安全な運行を確保するため	公的証明書等書類添付(道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の免許状の写し)
運行管理	道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること	運行時間中、常時、道路状況の把握、気象や事故発生時色々な情報を運転者に指示し伝えるため	公的証明書等書類添付(運行管理者選任届出書、運行管理者資格者証の写し)
	対面点呼の実施	酒気帯び防止、健康管理等のチェックに必要	始業・終業点呼時、アルコール検知器を用いて対面による点検の実施がわかる写真等
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること	乗務員の勤務状況チェック及び運行状況を把握し安全運行指導等に対応するため	各種書類の写し
運行に付随する施設	当該運行車両に対応可能な施設を確保すること	整備点検に、迅速に対応できるため	施設の状況を概観できる写真
	整備点検場 車庫等		
車両整備	道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること	運行車両の整備点検、修理等に素早く対応できることが必要なため	公的証明書等書類添付(整備管理者選任届、自動車整備技能検定合格証書等の写し、整備点検表の写し)

項目	条件	理由	添付書類
社員教育管理に関する事項	運転技能向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること	旅客輸送には、高度な運転技能が必要であり、そのための教育・指導体制を確保する必要があり、指導員などスタッフの常駐も必要 安全運行及び接客向上のために必要なため	運転技術向上に関するマニュアル等の写し
	指導員による現地巡回指導を実施していること		巡回指導実施要領、結果表等の写し
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等を確立し実施していること		接客サービス向上に関するマニュアル等の写し
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていない等個別指導するためにも必要		定期健康診断結果報告書等の写し
事故対応	事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず)	所有者責任にも配慮し、責任のある解決をする必要がある為(初期から解決まで)	事故防止マニュアル等
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること	安全運行の為	事故防止に関する社員研修実施計画等
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること	安全運行の為	有責事故車に対する研修計画、処分基準等
実績	過去5年間のバス運行業務委託状況(1契約の委託期間が半年以上の実績)	一定期間以上の委託業務の実績による信頼性	契約書等の写し